



「ねんきん定期便」の節目年齢が変わります

日本年金機構では、毎年、国民一人ひとりに、年金加入記録を確認するとともに、年金制度に対する理解を深めることを目的として「ねんきん定期便」を送付しています。

「ねんきん定期便」は、通常はハガキで送付されています。しかし、35歳、45歳および58歳の年齢は、年金の受給に必要な加入期間を確保するための節目となる年齢であったり、年金の請求を間近に控えている年齢であるために、節目年齢と位置づけられ、これらの年齢の人には封書で「ねんきん定期便」が送付されています。

年金記録の整備に要する期間が短縮してきたことなどから、平成25年度以後は、この節目年齢のうち58歳が59歳に変更されます。

「ねんきん定期便」の概要

●35歳、45歳および58歳の節目年齢以外の人には、ハガキの「ねんきん定期便」が送付され、次のような内容が記載されています。

○50歳未満の人

・これまでの年金加入期間・保険料納付額、加入実績に応じた年金額、最近の月別状況

○50歳以上の人

・これまでの年金加入期間・保険料納付額、最近の月別状況、老齢年金の見込額

※すでに年金を受給している60歳以上の人には老齢年金の見込額は知らされていません。

●一方、35歳、45歳および58歳の節目年齢の人には、封書による「ねんきん定期便」が送付され、次のような内容が記載されています。

○35歳・45歳の人

・これまでの年金加入期間・加入実績に応じた年金額・保険料納付額・加入履歴・国民年金保険料の納付状況、厚生年金の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況

○58歳の人

・これまでの年金加入期間・保険料納付額・加入履歴・国民年金保険料の納付状況、老齢年金の見込額、厚生年金の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況

封書の「ねんきん定期便」には、年金加入記録の確認方法などを詳しく記載したパンフレットや、年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合に提出するための「年金加入記録回答票」が同封されています。

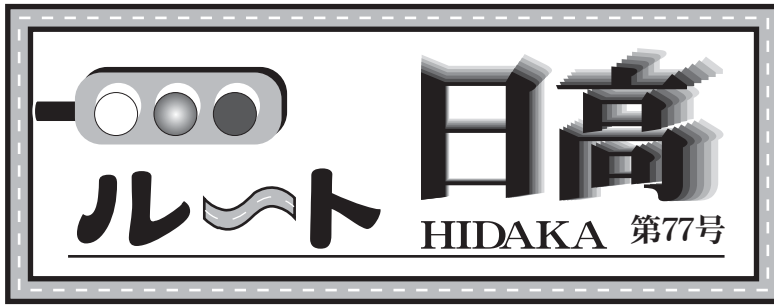
●平成25年度中に58歳または59歳になる人

○昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれの人

平成25年度中に59歳になる昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた人は、平成24年度中の誕生月である58歳時に封書の「ねんきん定期便」が送付されているため、平成25年度中の誕生月には、封書ではなくハガキの「ねんきん定期便」が送付されます。

○昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの人

平成26年度中に59歳になる昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた人は、平成26年度中の誕生月に封書の「ねんきん定期便」が送付されます。



ストップ・ザ・交通事故死！
—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

○発生件数	0件
○死者数	0人
○傷者数	0人

2013年1月31日現在

『町民一人ひとりが交通マナーを守り、
交通事故のない社会を目指しましょう。』

◎平成24年中の交通事故発生状況！

1. 門別警察署管内の交通事故発生状況（前年対比）

区分	発生件数	死者数	傷者数
日高町	24（-1）	1（±0）	27（±0）
平取町	7（-8）	3（+1）	7（-8）
合計	31（-9）	4（+1）	34（-8）

2. 都道府県別死者数（前年対比）

都道府県名	愛知県	北海道	埼玉県	東京都	大阪府
死者数	235	200	200	183	182
前年対比	+10	+10	-7	-32	-15

冬道の交通事故防止！

- 冬道は「急」の付く運転をしない
 - ・急ハンドル
 - ・急ブレーキ
 - ・急加速・発進
- 安全速度を守る
積雪、凍結路面の停止距離は夏の3～10倍
- 危険を予知した運転
雪山の陰から子ども、車が飛び出してくるかもしれないなど「かもしれない」運転をすることで危険回避につながる
- 交差点付近は路面に注意
車の停止、発進が多い交差点付近は、タイヤで路面が磨かれ非常に滑りやすい
- 車両の性能を過信しない
4WD車は、発進、登坂性能は優れているが制動性能は2WD車と変化なし
スピンしたときは、立て直しが困難
- カーブ手前での減速
カーブ手前では、十分減速し安全速度で走行

日高地区交通災害共済に加入しましょう

＝年額500円で、3万円から80万円の見舞金＝（1日以上 の通院日数より支給されます。）

- 【共済の目的】** 日高管内の住民が、交通事故により災害を受けた場合、これを救済し、住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。
- 【加入できる人】** 日高管内に住民登録をしている方はどなたでも加入できます。
- 【会費】** 1人年額500円です。（途中加入する場合も同じ）
- 【共済期間】** 平成25年4月1日～平成26年3月31日
- 【加入奨励金】** 各自治会等が取りまとめた団体加入に対して加入奨励金(1人×50円)が交付されます。
- 【加入方法】** 加入申込書に住所・氏名等を記入し、役場住民課、総合支所、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所へお申し込みください。

◎ 日常の生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

**毎月15日は道民交通安全の日
交通事故抑止7大セーフティーキャンペーン**

1. 高齢者事故防止
2. 自動車走行・交差点通行マナーアップ
3. シートベルト全席着用
4. スピードダウン
5. 飲酒運転根絶
6. 居眠り運転防止
7. デイ・ライト実践

◇デイ・ライトで安全運転
昼間のライト点灯に協力を！

〈昼間点灯効果〉

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ